たしかめた ？

富山県最低賃金

時間額 1,119円

（引上げ額＋57 円）

発効日　令和８年 10 月１日

だよ



厚生労働省広報キャラクター「たしかめたん」

富山県で働くすべての労働者に適用されます。

（パート・アルバイトなど雇用形態を問いません。）

☆賃金引上げの助成金☆

富山労働局では、非正規雇用労働者の処遇改善、人材開発や人材確保に関する助成金により、賃金引上げに向けた取組みを支援しています。

〇助成金の内容・問い合わせ先（URL 又は QR コードからご確認ください）

https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/_120032/chinagepackage.html

【ご注意ください！富山県特定（産業別）最低賃金について】

今年度、以下の富山県特定（産業別）最低賃金の改正は見送られましたので、すべての産業で富山県最低賃金（時間額 1,119 円）が適用されます。

（１）富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

（２）富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

（３）富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

（４）富山県アルミニウム第２次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金

（５）富山県自動車（新車）小売業最低賃金

最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室（☎ 076-432-2735）又は県内の労働基準監督署へ

厚生労働省 富山労働局